

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年7月29日認可した。

令和元年8月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	農地耕作条件改善事業（頭首工改修工事）板井戸地区
丸亀市飯山町土地改良区	農地耕作条件改善事業（農道改修事業）安川地区